



神奈川県

KANAGAWA

事業活動温暖化対策

計画書制度が

変わります!



net
zero
emissions

神奈川県
脱炭素戦略本部室

2025年2月

目次

1 はじめに 1

- (1) パンフレットの目的 1
- (2) 事業活動温暖化対策計画書制度とは 1
- (3) 計画書制度の改正の背景 1

2 計画書制度の運用面での改正概要 2

- (1) 計画期間 2
- (2) 様式の統廃合等 2
- (3) その他 3

3 評価制度の概要 4

- (1) 評価対象事業者 4
- (2) 評価対象区域 4
- (3) 評価周期 4
- (4) 評価軸・評価項目 4
- (5) 総合評価の実施 5
- (6) 評価結果の公表 5
- (7) 評価結果と連動した支援 5

4 具体的な評価方法 6

- (1) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るための対策に係る事項 6
- (2) エネルギーの使用の合理化に係る事項 7
- (3) 再生可能エネルギー等の利用又は導入に係る事項 8
- (4) 2050年までの脱炭素社会の実現に寄与する中長期的な取組に係る事項 .. 9

5 Q&A 11

1 はじめに

(1) パンフレットの目的

このパンフレットは、神奈川県事業活動温暖化対策計画書制度の対象となる事業者の方々に、2025（令和7）年4月から新たに導入する「評価制度」の概要や、運用面での改正の概要についてご理解いただき、今後の事業活動の脱炭素化に向けて積極的に取り組んでいただく目的で作成したものです。

(2) 事業活動温暖化対策計画書制度とは

「神奈川県地球温暖化対策推進条例」（平成21年神奈川県条例第57号）に基づき、一定規模以上の事業者（以下「特定大規模事業者」と言います。）に対して、温室効果ガスの排出削減に関する自主的な削減目標、対策等を記載した計画書等の提出を義務付け、神奈川県（以下「県」と言います。）がその概要を公表する制度（以下「計画書制度」と言います。）です。

なお、一定規模未満の事業者（以下「中小規模事業者」と言います。）も、任意で計画書を提出することができます。

区分		要件
特定大規模事業者	第1号該当事業者	県内の工場等における前年度の原油換算エネルギー使用量が合計で1,500kL/年以上の事業者（第2号該当事業者に該当する者を除く。）
	第2号該当事業者	県内の工場等における前年度の原油換算エネルギー使用量が合計で1,500kL/年以上の事業者（フランチャイズチェーン等の連鎖化事業者）
	第3号該当事業者	前年度の3月31日時点で県内に使用の本拠の位置を有する自動車を100台以上使用する事業者
中小規模事業者		特定大規模事業者以外の事業者

(3) 計画書制度の改正の背景

県は、2010（平成22）年度から計画書制度を運用し、事業者の自主的な取組を促進してきました。

こうした中、国は、2020（令和2）年10月に「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言し、脱炭素社会の実現に向けて施策を強化しています。県においても、2024（令和6）年3月に「神奈川県地球温暖化対策計画」（以下「温対計画」と言います。）を全面的に改定し、「2050年脱炭素社会」の実現に向けて、2030年度の中期目標や具体的な施策等を盛り込みました。

この温対計画の目標の達成に向けては、県全体の温室効果ガス排出量の約半分を産業部門及び業務部門が占めており、事業活動における排出削減対策を更に促進することが特に重要です。

そのため、計画書制度を見直し、各事業者の取組を県が客観的に評価して、その評価や対策を「見える化」する仕組み、いわゆる「評価制度」を2025（令和7）年度から新たに導入することとしました。

併せて、計画書制度の効率化等を図り、計画期間の変更や様式の統廃合等、運用面での改正も行いました。

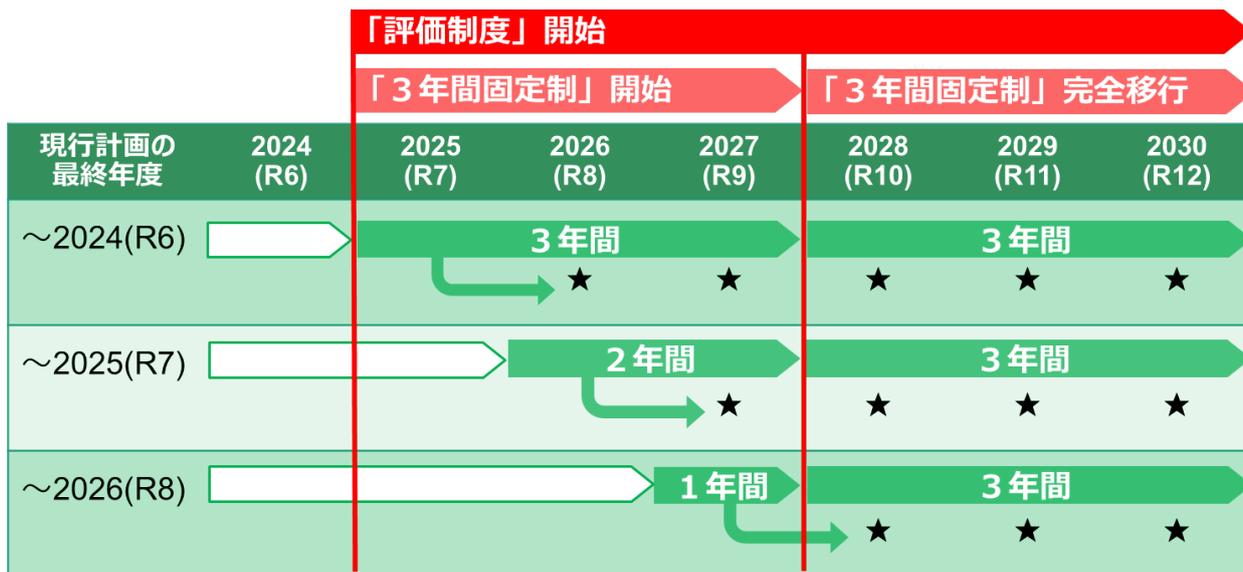
2 計画書制度の運用面での改正概要

はじめに、計画書制度の運用面での主な改正内容は、次のとおりです。

(1) 計画期間

計画期間は、「3～5年間の任意選択制」から「3年間固定制」に変更します。

ただし、現行の計画期間が2025（令和7）～2026（令和8）年度に終了する場合は、次回更新時の計画期間を1～2年間で設定し、2028（令和10）年度から3年間の計画に移行していただきます。



★：評価（実績年度の翌年度に実施）

(2) 様式の統廃合等

様式は、従来の「排出状況報告書」及び「結果報告書」を「実績報告書」に統廃合するほか、「計画書」と「実績報告書」の電子データを同一ファイル化します。また、定性的な記載項目は必要最低限にとどめるなど、記載内容を簡素化して事務負担の軽減を図ります。

従来様式 (3ファイル)	新様式 (1ファイル)	主な記載内容
計画書 (計画初年度) 排出状況報告書 (計画期間中) 結果報告書 (計画終了後)	計画書 兼 実績報告書 計画書 実績報告書	<ul style="list-style-type: none"> ■ CO₂削減に向けた基本方針 □ CO₂排出量削減目標（任意の数値を設定） ■ 目標達成のための具体的な施策 など □ 計画期間中のCO₂排出量 ■ 計画していた削減対策の実施状況 など
凡例 □ 定量的な記載内容 ■ 自由記載もしくは定性的な記載内容		

(3) その他

① 原油換算エネルギー使用量の算定方法の見直し

原油換算エネルギー使用量は、現行の省エネ法*1に基づく報告と同様に、化石エネルギーに加えて、非化石エネルギーも報告対象とします。

② エネルギー起源二酸化炭素排出量の算定方法の見直し

エネルギー起源二酸化炭素排出量（以下単に「排出量」と言います。）は、現行の温対法*2に基づく報告と同様に、クレジット等を考慮することができることとします。

③ 一定規模未満になった際の運用の見直し

特定大規模事業者の原油換算エネルギー使用量や自動車台数が、計画期間中に一定規模未満になった場合、従来は、「中小規模事業者」に移行することとしていましたが、今後は、横浜市及び川崎市の制度と同様、当該計画期間中は特定大規模事業者として見なす運用に変更します。

※ 計画期間終了後に中小規模事業者に移行

④ 中小規模事業者の計画書提出期日の見直し

任意に提出する中小規模事業者への配慮として、中小規模事業者による計画書の提出期日を、従前の「7月31日」から「9月30日」に延長します。

※ ただし、計画書提出年度の翌年度以降に提出いただく実績報告書の提出期日は、従前のとおり、7月31日です。

⑤ 経過措置

従前の計画書を提出済の事業者においては、当該計画が終了するまでの間は、なお、従前のとおりとします。

※ ただし、上記①～③は、2025（令和7）年4月1日から全ての事業者に対して適用されます。

* 1 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）

* 2 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）

3 評価制度の概要

次に、新たに導入する「評価制度」の概要は、次のとおりです。

(1) 評価対象事業者

2025（令和7）年度以降に計画書を提出した全ての特定大規模事業者を評価対象とします。
また、中小規模事業者は、希望者のみを評価対象とします。

(2) 評価対象区域

原則として、同等制度を運用する横浜市及び川崎市を除いた県域の取組を評価対象とします。
ただし、県域のみでの削減計画の策定が難しい場合は、全県での取組を評価対象とします。

(3) 評価周期

毎年度の温室効果ガス排出量の削減実績等を、その翌年度に評価します。

(4) 評価軸・評価項目

温対計画における中期目標(2030年度までに県内の温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減)及び長期目標(2050年脱炭素社会の実現)の達成を図るため、2つの目標に連動した評価軸と、それに応じた評価項目を設定し、それぞれの評価基準により絶対評価を行います。

なお、評価項目は、事業者の主たる業種に応じて部門別(産業部門・業務部門・運輸部門)に設定しているほか、評価を希望した中小規模事業者は、評価項目を更に限定した「簡易評価」となります。

評価軸		評価項目	特定大規模事業者		中小規模事業者	
			産業・業務 (1・2号)	運輸 (3号)	工場等	自動車
1	排出量削減	・直近の排出量削減率 [基礎・調整後]	○	○	○	○
		・過去からの排出量削減率 [基礎・調整後]	○	○	—	—
		・高い削減目標の設定 [基礎・調整後]	○	○	○	○
	省エネ	・エネルギー消費原単位の改善率	○	○	○	○
		・使用電力の再エネ電源比率	○	—	○	—
再エネ等	・乗用自動車のEV・FCV導入割合 or バス・貨物自動車のEV・FCV導入状況	—	○	—	○	
2	中長期取組1	・2050年までの脱炭素化の表明	○	○	○	○
	中長期取組2	・2050年までの脱炭素化を前提とした中長期計画の策定等	○	○	—※	—※
		・SBT等イニシアティブに関する取組	○	○	—※	—※
		・サプライチェーン全体での削減の取組	○	○	—※	—※

(○：対象、—：対象外、※任意で記載は可能だが評価しない)

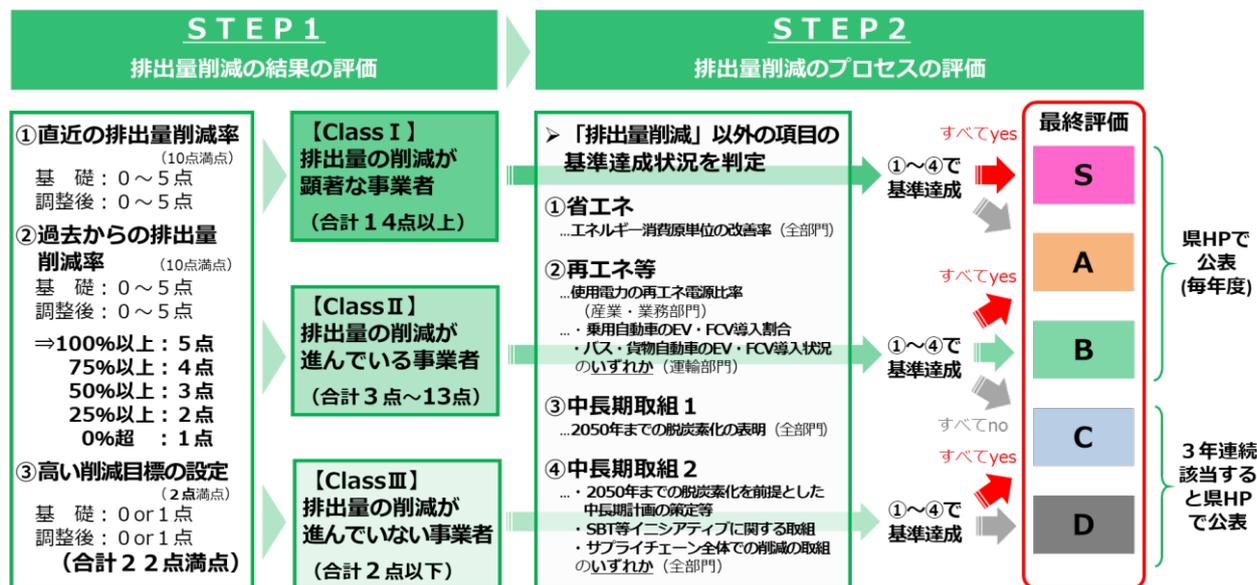
※ 第1・2号該当事業者のうち、主たる業種が日本標準産業分類の大分類A（農業、林業）からF（電気・ガス・熱供給・水道業）（水道業を除く。）までに該当する場合は産業部門、それ以外の大分類及び水道業に該当する場合は業務部門となります。

※ 第3号該当事業者は、主たる業種に関わらず運輸部門となります。

(5) 総合評価の実施

県の評価制度では、「温室効果ガス排出量の削減」の実績等に応じて3区分にクラス分けした後、その他の評価項目の基準達成状況に応じて、最終的に5段階(S~D)で判定する総合評価を行います。

特定大規模事業者の総合評価方法 (イメージ)



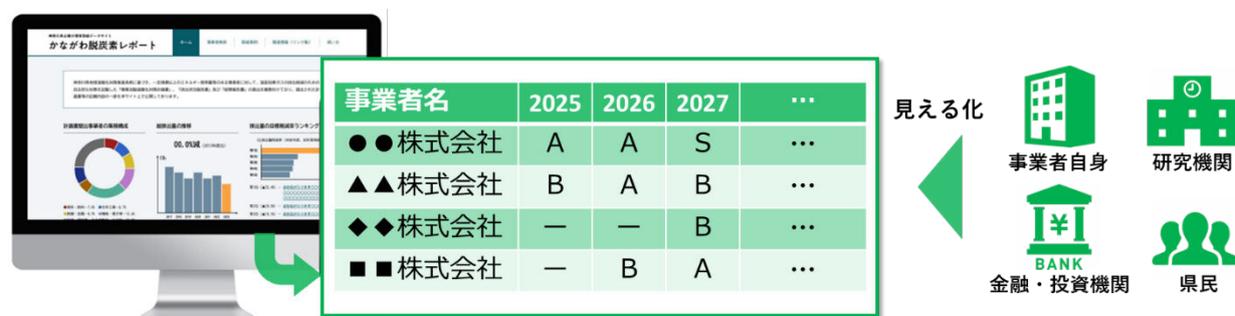
※中小規模事業者については別評価

(6) 評価結果の公表

評価結果は、評価の透明性や客観性の向上を図るため、有識者で構成する「神奈川県地球温暖化対策計画書審査会」の意見を聴取した上で確定し、原則として、全てのランクを県ホームページで公表します。

ただし、低評価の結果は、短期的な社会・経済状況の変化による影響への当面の緩和措置として、2回連続までは公表しないこととします。また、公表に際して事業者は、事前に意見を述べることができます。

なお、評価結果の公表は、各事業者の取組状況を見える化し、更なる取組を促進するためのものであり、いわゆる「罰則」や「不利益処分」には該当しません。



(7) 評価結果と連動した支援

各事業者の取組を更に後押しするため、評価結果に応じた各種支援を行います。

具体的には、高評価者のPR、低評価者への現地調査等の指導・助言などを予定しています。

4 具体的な評価方法

(1) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るための対策に係る事項

① 評価の概要

温対計画に掲げた中期目標の達成に直接影響する「温室効果ガス排出量の削減」について、既に取組を進めている事業者に配慮し、直近の削減実績と過去からの削減実績の両面から評価します。

また、計画時に高い削減目標を設定した場合は、毎年度の評価において加点評価します。

なお、各評価項目においては、基礎排出量と調整後排出量のそれぞれについて評価します。

② 評価項目

項目名	具体的な内容	対象
直近の排出量削減率	報告対象年度における排出量の <u>対前年度削減率</u> (%) (報告対象年度を含む直近3か年の幾何平均)	全部門
過去からの排出量削減率	報告対象年度における排出量の <u>対2013年度削減率</u> (%) (2013年度の排出量の把握が困難な場合等は適切な年度)	
高い削減目標の設定	計画最終年度における排出量の <u>目標削減率</u> (%) (計画初年度に計画書に記載した目標値)	

③ 評価基準・評価方法

評価基準は、次のとおり部門別に設定しており、各評価項目の評価基準への到達度に応じて採点し、その点数を合計します（基礎排出量と調整後排出量は同一の評価基準、22点満点）。

評価項目	産業部門	業務部門	運輸部門
直近の排出量削減率	4.8%	6.7%	1.2%
過去からの排出量削減率	2013年度から評価年度までの経過年数に応じて削減率を設定 (単年度あたりの削減率は上記と同様)		

<採点方法>

部門別の評価基準への到達度に応じて配点

評価基準の **100%以上**：5点、**75%以上100%未満**：4点、**50%以上75%未満**：3点、**25%以上50%未満**：2点、**0%を超え25%未満**：1点、**0%以下**：0点

評価項目	産業部門	業務部門	運輸部門
高い削減目標の設定	13.7%	18.8%	3.6%

<採点方法>

部門別の評価基準以上の目標設定の有無に応じて配点 (**有り**：1点、**無し**：0点)

※上記の「高い削減目標の設定」に関する基準値は、3年間の計画に適用することとし、3年間に満たない計画の場合は、「直近の排出量削減率」に関する基準値をベースに計画期間に応じた基準値とする。

(2) エネルギーの使用の合理化に係る事項

① 評価の概要

温室効果ガス排出量の削減に資する重要な取組である「省エネルギー対策」の実施状況として、エネルギー消費効率の改善状況について評価します。

② 評価項目

項目名	具体的な内容	対象
エネルギー消費原単位の改善率	報告対象年度におけるエネルギー消費原単位の <u>対前年度改善率</u> (%)	全部門

※「エネルギー消費原単位」とは、原油換算エネルギー使用量を、生産数量などのエネルギー使用量と密接な関係をもつ指標の数値で除した値です。

③ 評価基準・評価方法

評価基準は、全部門一律とし、その達成の有無により評価します。

評価項目	産業部門	業務部門	運輸部門
エネルギー消費原単位の改善率	1%以上		

(3) 再生可能エネルギー等の利用又は導入に係る事項

① 評価の概要

省エネルギー対策と同様に重要な取組である「再生可能エネルギー等の利用又は導入」の実施状況として、再生可能エネルギー由来電力等の導入状況や、電気自動車(EV)・燃料電池自動車(FCV)の導入割合などについて評価します。

② 評価項目

項目名	具体的な内容	対象
使用電力の再生エネルギー比率	工場等における使用電力量の合計量(kWh)に占める次の再生エネルギー由来の電力量等(kWh)の割合(%) a 自家消費型再生エネルギー発電設備等で発電し、自家消費した電力量 b 電気事業者から購入した再生可能エネルギー由来の電力等の電力量 c 自ら取得したグリーン電力証書、FIT非化石証書、非FIT非化石証書(再生エネルギー指定あり)又はJ-クレジット(再生エネルギー発電由来)に係る電力量	産業部門 業務部門
乗用自動車におけるEV・FCVの導入割合 又は バス・貨物自動車におけるEV・FCVの導入状況	【乗用自動車】 報告対象年度における対象自動車の台数のうち、電気自動車及び燃料電池自動車の台数の割合(%) 【バス・貨物自動車】 報告対象年度における対象自動車の台数のうち、電気自動車及び燃料電池自動車の台数(台)	運輸部門

③ 評価基準・評価方法

評価基準は、次のとおり年度別に設定しており、その達成の有無により評価します。

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
使用電力の再生エネルギー比率	28%以上	30%以上	32%以上	34%以上	36%以上	38%以上
乗用自動車におけるEV・FCVの導入割合	6%以上	8%以上	10%以上	12%以上	14%以上	16%以上
バス・貨物自動車におけるEV・FCVの導入状況	1台以上					

(4) 2050年までの脱炭素社会の実現に寄与する中長期的な取組に係る事項

① 評価の概要

温対計画に掲げた長期目標の達成に寄与する中長期的な取組として、脱炭素化の表明や、脱炭素関連イニシアティブへの参加、サプライチェーン全体の取組などについて評価します。

② 評価項目

項目名	具体的な内容	対象
2050年までの脱炭素化の表明	2050年までに自らの事業活動を脱炭素化することをホームページ等により対外的に表明していること	全部門
2050年までの脱炭素化を前提とした中長期計画の策定等	2050年までの脱炭素化に向けた具体的な対策を記載した中長期的な計画を策定・公表していること	
SBT等イニシアティブに関する取組	次のいずれかの取組を実施していること <ul style="list-style-type: none"> ・ SBT認定の取得 ・ TCFD提言への賛同 ・ RE100への参加 ・ 再エネ100宣言 RE Actionへの参加 	
サプライチェーン全体での削減の取組	計画書提出事業者に関するサプライチェーン排出量の算定、開示、削減目標の設定等を実施していること	

※ **SBT**: Science Based Targets、**TCFD**: Task Force on Climate-related Financial Disclosures、**RE100**: Renewable Energy 100%

③ 評価基準・評価方法

評価基準は、全部門一律とし、その取組の実施の有無により評価します。

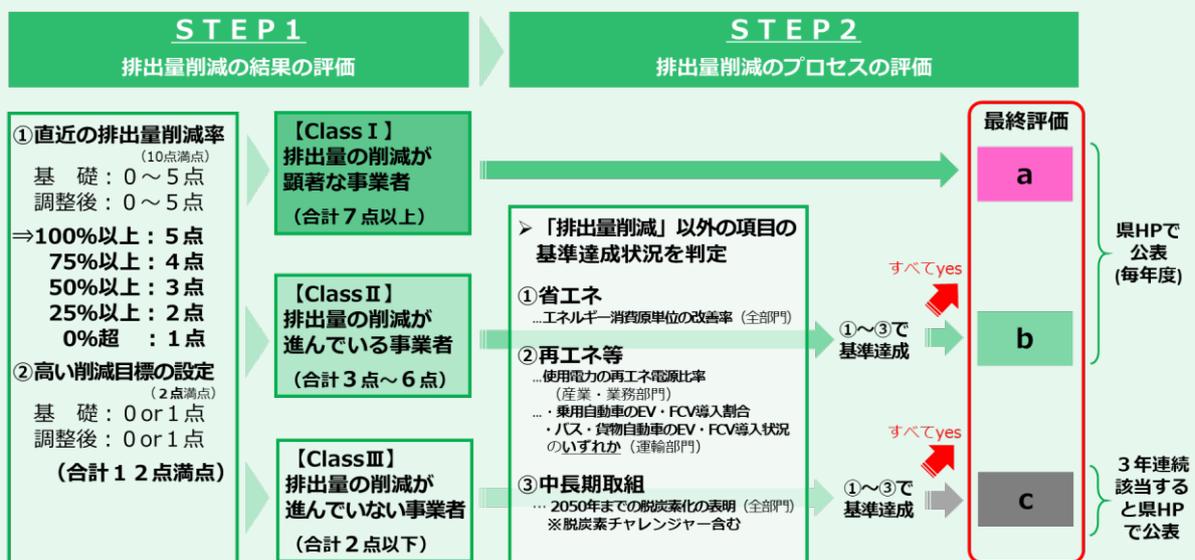
なお、親会社などの計画書提出事業者以外の者が取組の主体となっている場合であっても、その取組の範囲に当該計画書提出事業者も含まれる場合は、評価対象とします。

●中小規模事業者向けの簡易評価

中小規模事業者においても、希望制により、次のような簡易評価を受けられます。

- ◇ 事業者の事務負担軽減のため、計画書等の必須記載項目を必要最小限としています。
- ◇ 評価項目は、温室効果ガス排出量の削減（過去からの排出量削減率を除く）、省エネ、再エネ等のほか、中長期的な取組のうち「2050年までの脱炭素化の表明」（かながわ脱炭素チャレンジャーの認証など）も評価します。
- ◇ 総合評価結果は a～c の3段階評価とし、短期的に排出量削減が進まなかった場合でも、削減に向けた取組の実施状況によっては、より上位の評価を得ることができます。

中小規模事業者の総合評価（イメージ）



5 Q&A

Q1 なぜ、神奈川県が評価制度を実施するの？

A1 県全体の温室効果ガス排出量のうち、事業活動による排出量（産業・業務部門）が約半分を占めています。県が脱炭素化に向けた評価制度を導入することで、事業者の脱炭素化の取組を「見える化」し、こうした取組を更に後押しすることを目的としています。

Q2 なぜ、温室効果ガスの排出量は、絶対量で評価するの？

A2 温対計画で掲げる削減目標の進捗を管理するほか、各事業者の立ち位置を明確にするため、温室効果ガス排出量の絶対量を評価対象とします。なお、事業者の多様な状況にも配慮するため、省エネルギー対策の評価項目では、エネルギー消費原単位による評価を行います。

Q3 なぜ、温室効果ガスの排出量は、区分ごとに評価基準が違うの？

A3 温室効果ガスの排出量は、温対計画の削減目標と整合を図るとともに、事業者の部門による脱炭素化ハードルの差異に配慮して、①産業部門、②業務部門、③運輸部門の3区分を設定しています。

Q4 取組を実施するメリットやペナルティはあるの？

A4 本評価制度を活用することで、脱炭素化の取組状況が、事業者自身や、取引先企業、消費者にとっても分かりやすく参照できるようになります。また、高評価事業者には表彰等のPR、低評価事業者には現地指導の実施等、評価結果に応じた各種支援を予定しています。なお、低評価となった場合のペナルティはありませんが、本評価制度の趣旨を踏まえて積極的な取組をお願いします。

Q5 評価の結果はどのように公表されるの？

A5 評価制度の信頼性・透明性を高めるため、評価基準・評価方法等を事前に公開するとともに、専門的知見を有する有識者への意見聴取手続きを経て、事業者の評価結果を公表します。なお、低評価の結果は2回連続までは公表しないほか、公表の前に事業者が意見を述べる機会を設けるなど、事業者の多様な状況にも配慮しています。

Q6 会社全体で取組を進めていることについても評価してもらえないの？

A6 県内の事業所における省エネや再エネ等の取組だけではなく、グループ全体での目標設定や脱炭素経営の取組など、各事業者の意欲的な取組についても、評価することとしています。

Q7 特定大規模事業者（原油換算エネルギー使用量が年間1,500kL以上又は自動車を100台以上保有する事業者）ではないと制度は利用できないの？

A7 特定大規模事業者だけでなく、県内で事業活動を営む事業者であれば、任意で制度を活用いただくことが可能です。その場合、中小規模事業者用の様式となりますのでご注意ください。

Q8 脱炭素化に取り組むにあたり、活用できる支援はあるの？

A8 具体的な支援策については、「かながわ脱炭素ポータル」をご確認ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0502/kanagawa-datsutanso-portal/>

かながわ 脱炭素 ポータル 🔍





2025(令和7)年2月発行

神奈川県 環境農政局 脱炭素戦略本部室

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

TEL:045-210-1111